

宇佐市安心院老人憩の家
(佐田温泉、津房温泉、深見温泉)
指定管理者募集要項

令和7年8月

宇 佐 市

目 次

1 指定管理者募集の目的	3
2 老人憩いの家の概要	3
(1) 施設概要	
(2) 設置目的	
(3) 事業実績等	
3 指定管理者が行う業務	4
(1) 指定管理者が行う業務	
(2) 留意事項	
4 管理の基準	4
5 指定の期間	5
6 管理に要する経費	5
(1) 利用に係る料金	
(2) 管理運営経費	
(3) 指定管理料の精算	
(4) 管理口座・区分経理	
(5) 備品等の帰属	
7 応募資格等	6
(1) 応募資格	
(2) 複数の団体での共同申請	
(3) 応募資格の留意事項	
8 募集要項の配布期間、現地説明会等	7
(1) 募集要項の配布	
(2) 現地説明会	
(3) 資料の閲覧	
(4) 公募に関する質問	
9 申請の手続き	8
(1) 提出書類	
(2) 提出部数	
(3) 受付期間	
(4) 提出方法	
(5) 申請に当たっての留意事項	

10	指定管理者の候補の選定	9
	(1) 選定方法	
	(2) 審査基準	
	(3) 書類審査及び面接審査等	
	(4) 選定結果の通知及び公表	
	(5) 選定対象の除外	
11	指定管理者の指定及び協定の締結	10
	(1) 指定管理者の指定	
	(2) 協定の締結	
	(3) 業務の引継ぎ	
	(4) 指定後の留意事項	
12	その他	11
	(1) 指定管理者の履行責任に関する事項	
	(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	
	(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
13	添付様式一覧	12
14	問い合わせ先	12

宇佐市安心院老人憩の家（佐田温泉、津房温泉、深見温泉）指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

宇佐市安心院老人憩の家（以下「老人憩の家」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和5年4月1日から、指定管理者制度を導入します。これは民間事業者の有するノウハウを有効に活用することによる市民サービスの向上及び経費の節減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、高齢者の健康増進と生きがいづくり並びに若者定住の促進及び地域の活性化としての役割を果たす施設運営とするため、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

本募集要項は、老人憩の家指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

2 老人憩の家の概要

(1) 施設概要

【佐田温泉】

名称 : 佐田老人憩の家（通称名 佐田温泉）
所在地 : 大分県宇佐市安心院町佐田 949 番地の 1
建物構造 : 木造平屋建
敷地面積 : 1,466.00 m²
延床面積 : 267.59 m²
開館 : 平成 5 年 5 月
主な施設 : 男・女浴槽（各 20 人槽）、集会室 31.47 m²、作業室 52.97 m²、駐車場（駐車台数約 20 台）
泉質 : ナトリウム－塩化物・炭酸水素塩泉
施設状態 : 外壁の割れや剥がれ、柱の腐食、ボイラー設備劣化（配管の腐食など）
※源泉は湧出量が減少し、湯温は低下傾向にある

【津房温泉】

名称 : 津房老人憩の家（通称名 津房温泉）
所在地 : 大分県宇佐市安心院町五郎丸 373 番地の 1
建物構造 : 木造平屋建
敷地面積 : 1,355.27 m²
延床面積 : 317.99 m²
開館 : 昭和 54 年 1 月（平成 5 年 6 月家屋全改築、平成 20 年 11 月家屋部分改築）
主な施設 : 男・女浴槽（各 20 人槽）、家族風呂、集会室 54.65 m²、休憩室 16.56 m²、駐車場（駐車台数約 20 台）
泉質 : アルカリ性単純温泉
施設状態 : 外壁の浮き及び剥がれ、一部梁のたわみなど

【深見温泉】

名称 : 深見老人憩の家（通称名 深見温泉）
所在地 : 大分県宇佐市安心院町矢畑 131 番地の 1
建物構造 : 木造平屋建
敷地面積 : 1,902.00 m²
延床面積 : 261.68 m²
開館 : 平成 6 年 10 月

主な施設： 男・女浴槽（各 20 人槽）、集会室 32.83 m²、休憩室 42.34 m²、駐車場（駐車台数約 20 台）

泉質： 単純温泉

施設状態： 外壁の浮き及び剥がれ、ボイラー設備劣化（液晶画面不具合など）

（2）設置目的

高齢者の健康増進や「生きがいづくり」の支援により市民福祉の増進を図るとともに観光資源である温泉施設を活かした市内外の交流等により地域活性化の推進を目的とする。

（3）事業実績等

これまでの老人憩の家の事業実績等については、別途配布する「宇佐市安心院老人憩の家事業実績に関する資料」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務

- ア 施設運営業務
- イ 施設維持管理及び修繕業務
- ウ 設備機器保守管理及び修繕業務
- エ 貸出備品等管理業務
- オ 駐車場管理業務
- カ 保安警備業務
- キ 一般廃棄物処理業務
- ク 一般管理業務（事務関係）

※ 市長のみの権限に属する事務は、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 4 項）、不服申立に対する決定（地方自治法第 244 条の 4）等法令により定められているものです。

（2）留意事項

- ア 業務の内容の詳細は、「宇佐市安心院老人憩の家（佐田温泉、津房温泉、深見温泉）管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。
- イ 管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、市の承認を得た上で、専門の事業者へ委託することは可能です。なお、個人情報の取り扱いを含む業務の再委託は、市長の承認を得てください。
- ウ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

4 管理の基準

指定管理者が管理運営を行うにあたり、次の事項を遵守しなければなりません。詳細については、仕様書を参照してください。

（1）休館日、開館時間等

ア 休館日

- 【佐田温泉】 毎週 火曜日
- 【津房温泉】 毎週 水曜日
- 【深見温泉】 毎週 木曜日

イ 開館時間

- 【佐田温泉、深見温泉】

4月～9月 午後1時から午後9時まで
10月～3月 午後1時から午後8時まで

【津房温泉】

4月～9月 午前11時から午後9時まで
10月～3月 午前11時から午後8時まで

ウ 変更

ア、イについては指定管理者があらかじめ市長の承認を得ることで、変更が可能です。

- (2) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 老人憩の家の施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (5) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

ア 宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所条例、同条例施行規則

イ 宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第270号）（以下「条例」という。）、同条例施行規則（平成17年宇佐市規則第212号）（以下「規則」という。）

ウ 宇佐市行政手続条例

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分は、宇佐市行政手続条例が適用されるので、留意すること。

エ 宇佐市情報公開条例

指定管理者が施設の管理業務を行うにあたり作成、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

オ 宇佐市個人情報保護条例

指定管理者が施設の管理業務を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

カ 地方自治法

キ 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく不服申立、行政事件訴訟法に基づく取消処分を行うことができる処分であること等を処分の相手方に教示する義務があります。

ク 宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）

ケ その他関連する法令

(6) その他

管理の基準の細目については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

5 指定の期間

指定管理者が老人憩の家の管理を行う期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間で予定しています。

この指定期間は、市議会の議決により確定することになるので留意してください。

なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

(1) 利用に係る料金

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用しています。

利用料金については、市が条例で定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

また、指定管理者は、市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や指定管理者が自ら企画・実施する自主事業の収入を自らの収入とすることができます。

(2) 管理運営経費

ア 管理運営経費について

施設の管理運営経費見込額から利用料金収入見込額を引いた額を指定管理料の額としています。指定管理者は、利用料金、その他収入及び指定管理料により管理運営することになります。

老人憩いの家の管理運営に係る指定管理料の上限額（以下「基準価格」という。）については、以下のとおり設定しており、申請にあたっては、基準価格以内の指定管理料に基づいて事業計画及び収支計画を作成してください。

指定管理料の額については、毎年度予算の範囲内で市と指定管理者との協議の上決定するものとします。

（基準価格） 毎年度 18,658,000円

（うち消費税及び地方消費税 1,696,181円）

なお、基準価格を超えた指定管理料の額に基づいた申請があった場合、失格とします。

イ 管理運営経費に算入されるもの

（ア）人件費…報酬、賃金、手当、社会保険料 等

（イ）需用費…消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、広報費 等

（ウ）役務費…通信運搬費、法定検査手数料、廃棄物処理料、リース料 等

（エ）委託費…警備保障業務委託、施設維持管理業務委託費 等

ウ 経費の支払い

市は、選定された指定管理者が提示した額を上限として指定管理料を会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。指定管理料、支払時期、支払方法等については、市と指定管理者で締結する協定書で定めることとします。なお、原則として指定管理料の前金払いは行いません。

また、指定管理料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。

(3) 指定管理料の精算

管理業務を仕様書及び事業計画に基づき実施する中で、利用料金収入の増加、経費の縮減等指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因して不足額が生じた場合は、原則として補填は行わないものとします。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(5) 備品等の帰属

施設に配置している市の備品等については、無償で貸与します。

7 応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次のアからカまでの全ての要件を満たす法人その他の団

体（以下「団体」という。）とします。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体であること。

イ 本市から指名停止措置を受けていない団体であること。

ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市から指定を取り消されたことがある場合、その取消しの日から 2 年を経過している団体であること。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない団体であること。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

カ 国税、都道府県税、市町村税及び市の使用料を滞納していない団体であること。

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体（以下「グループ」という。）での共同による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる団体を定めること。この場合において、他の団体は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる団体又は構成団体の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。

ウ 単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることができません。

エ 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできません。

オ 9（1）提出書類のエからタまでについては、構成員ごとに提出してください。

(3) 応募資格の留意事項

団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。

8 募集要項の配布期間、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間：令和 7 年 8 月 6 日（水曜日）から令和 7 年 8 月 26 日（火曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 配布時間：8 時 30 分から 12 時 15 分まで及び 13 時から 17 時まで

ウ 配布場所：宇佐市安心院地域複合支所内 安心院支所 市民サービス課 健康福祉係及び宇佐市ホームページ

(2) 現地説明会

ア 日 時：令和 7 年 8 月 20 日（水曜日）13 時 30 分から

※開始 15 分前から受付を開始します。

※現地説明会当日の行程表については、下記エの現地説明会参加申込書提出後に、電子メール又はファクシミリで送信します。

イ 場 所：宇佐市安心院地域複合支所 2 階 集会室（宇佐市安心院町下毛 2 1 1 5 番地）

※会場の都合上、1 団体につき 2 名までの参加をお願いします。

※当日は、募集要項等の資料配布はありませんので、各自持参してください。

ウ 内 容：①募集要項及び仕様書の説明

②施設見学

エ 申込方法等：令和 7 年 8 月 18 日（月曜日）17 時までに、別添の現地説明会参加申込書（様式 5）を電子メール又はファクシミリで、「14 問い合わせ先」に記載する場所まで提出してください。

(3) 資料の閲覧

- ア 閲覧資料：老人憩の家建設工事竣工図
- イ 閲覧期間：令和7年8月6日（水曜日）から令和7年8月26日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ウ 閲覧時間：8時30分から12時15分まで及び13時から17時まで
- エ 閲覧場所：宇佐市安心院地域複合支所内 安心院支所 市民サービス課 健康福祉係

(4) 公募に関する質問

募集要項及び仕様書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ア 受付期限：令和7年8月6日（水曜日）から令和7年8月26日（火曜日）17時まで
- イ 受付方法：別添の質問票（様式6）を電子メール又はファクシミリで、「14 問い合わせ先」に記載する場所まで提出してください。
- ウ 回答方法：
 - ・8月18日（月曜日）17時まで受付分は現場説明会時に回答
 - ・それ以降の質問については随時回答
 - ・最終回答は8月27日（水曜日）17時まで現地説明会以降の質問回答は、随時ファクシミリ又は電子メールで現地説明会参加団体全てに送付します。また市ホームページにも掲載します。

9 申請の手続き

申請を希望する団体は、下記に掲げる書類を提出してください。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙2）を参照してください。

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（規則に定める様式第1号）
- イ 宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する事業計画書（様式1）
- ウ 宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する収支計画書（様式1の2）
- エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- オ 役員の名簿（提出日現在）
- カ 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー
- キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにすることができる書類
- ク 重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式2）
- ケ 応募資格に係る誓約書（様式3）
- コ 税の滞納がないことを証明するもの（国・都道府県税納税証明書、市町村税完納証明書等又は非課税証明書）
- サ 団体の概要を記載した書類
本社及び事務所（事業所）所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、主たる事業の実績、過去3年間の財務状況（売上高及び損益等）
- シ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式4）
- ス 印鑑証明書
- セ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない団体は除く）
- ソ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式8）
- タ 上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書（様式9）

(2) 提出部数

各3部（正本1部及び副本2部 副本は複写可）とします。

(3) 受付期間

令和7年8月28日（木曜日）から令和7年9月10日（水曜日）までの8時30分から12時15分まで及び13時から17時まで。

(4) 提出方法

「14 問い合わせ先」に記載する場所まで持参又は郵送してください。

持参又は郵送のいずれの場合も、令和7年9月10日（水曜日）17時までに到達しないものは無効とします。

郵送で提出する場合は、郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録の残る方法での提出をお願いいたします。

(5) 申請にあたっての留意事項

ア 複数の申請の禁止

1応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

ウ グループの構成団体の変更

グループで応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

その際には、変更の旨を問い合わせ先までご連絡ください。

エ 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式7）を提出してください。

提出場所：問い合わせ先に同じ

オ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

カ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

キ 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の決定の公表や市議会における指定議案の審議等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ク 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、宇佐市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします。（非開示情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報。）

ケ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

コ 本事業提案応募のために説明会、現地見学等、定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

サ 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

・公知となっている情報

・第三者により本業務に関し、合法的に入手できる情報

シ 関係法令を承知の上で申請してください。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

市は指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、宇佐市安心院老人憩の家指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会は次の審査基準に基づいて各委員がそれぞれ審査を行い、評点の総計が最も高い申請者を候補者（案）とし、市に答申します。同点の場合は下記ア、イ、ウの順に判定し、候補者（案）を決定します。

ア 提案金額の低い者

イ 各委員がより高い点数を付けた人数の多い者

ウ くじ引き

ただし、別紙1「審査基準及び配点表」の「審査の視点」中、「第1. 施設の設置目的に沿った管理方針で市民の平等な利用が確保されること」、「第2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること」、「第4. 管理を安定して行う能力を有しているものであること」、「第5. その他」の評点が2分の1に満たない団体については、原則として候補者（案）に選定されません。

市は選定委員会の答申を踏まえて、最も適当と認める団体を候補者として選定します。

(2) 審査基準

審査基準は、以下のとおりです。なお、審査項目の詳細は、「審査基準及び配点表」（別紙1）のとおりです。

ア 事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること、並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有する団体であること。

エ その他市長等が公の施設の性質等に応じて定める基準に適合していること。

(3) 書面審査及び面接審査等

ア 施設所管課による受付審査、資格審査を行った後、委員会において書面審査及び面接審査を行います。

イ 面接審査は、一定時間内でのプレゼンテーションに続いて申請書類等に対する質疑応答を行います。面接審査の日時、場所等については、当該申請者に対して書面で通知します。なお、面接審査の順番は申請書の受付順とします。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果の通知は、市が候補者を選定した時点で行うものとし、委員会の審査結果と市が選定した候補者を当該申請者全員に書面で通知するとともにホームページに公表します。

(5) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

ア 委員等に個別に接触した場合

イ その他不正な行為があった場合

1.1 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要です。「1.0 指定管理者の候補の選定」で選定した団体を候補者として、市議会に提案し、議決されれば指定管理者の指定となります。

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、条例第6条第2項の規定に基づいて告示を行います。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、以下のとおりです。

ア 管理に係る業務の内容に関する事項

- イ 管理に要する費用に関する事項
 - ウ 利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
 - エ 管理を行うにあたって保有する情報の公開に関する事項
 - オ その他市長等が必要と認める事項
- (3) 業務の引継ぎ
- ア 次期指定管理者は、令和8年4月の業務開始に向けて、現管理者と随時、協議や事務引継ぎを行っていきます。
 - イ 指定期間の終了もしくは指定の取り消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるよう引継ぎを行わなければならないものとします。
 - ウ 業務の引継ぎに係る経費については指定管理者の負担とします。
- (4) 指定後の留意事項
- ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。
 - イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - (イ) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - (ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (エ) 仕様書に定める事項の履行に支障があると認められるとき。

12 その他

- (1) 指定管理者の履行責任に関する事項
- ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。
 - イ 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、市に報告しなければなりません。
 - ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。
- (2) 事業の継続が困難となった場合の措置
- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難な場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
 - イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合
不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。
一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
 - ウ 指定管理者の指定取消後の対応
指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第2順位、第3順位の」）団体と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。
 - エ 佐田老人憩の家、津房老人憩の家および深見老人憩の家は、いずれも設置から30年以上が経過しており、老朽化等による施設設備故障のため、3施設の全部または一部について、指定管理期間の途中で事業の継続が困難となる恐れがあり、復旧のめどが立たない場合は廃止することがあります。

オ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めま
す。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と
指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

1 3 添付様式一覧

様式第1号	指定管理者指定申請書
様式1	宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する事業計画書
様式1の2	宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する収支計画書
様式2	重大な事故又は不祥事に関する報告書
様式3	誓約書
様式4	申立書
様式5	現地説明会参加申込書
様式6	質問票
様式7	辞退届
様式8	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
様式9	上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書

1 4 問い合わせ先

〒872-0592 大分県宇佐市安心院町下毛2115番地

宇佐市安心院地域複合支所内 安心院支所 市民サービス課 健康福祉係

電 話：0978-44-1112

ファクシミリ：0978-44-2075

電子メール：2kenkou04@city.usa.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.usa.oita.jp/>

指定管理者募集スケジュール

令和7年8月 6日（水曜日）	・募集要項の配布開始
令和7年8月 6日（水曜日）	・質問受付開始（様式6） ・資料の閲覧開始
令和7年8月18日（月曜日）	・現地説明会参加申込締切（様式5）
令和7年8月20日（水曜日）	・現地説明会 宇佐市安心院地域複合支所 2階 集会室 13時30分から ※会場の都合上、1団体につき2名までの参加をお願いします。 ※質問について ・8月18日（月曜日）17時まで受付分は現場説明会時に回答 ・それ以降の質問については随時回答 ・最終回答は8月27日（水曜日）17時までに回答
令和7年8月26日（火曜日）	・質問受付締切 17時まで
令和7年8月26日（火曜日）	・資料の閲覧終了
令和7年8月27日（水曜日）	・質問最終回答
令和7年8月28日（木曜日）	・申請書受付開始
令和7年9月10日（水曜日）	・申請書受付終了
令和7年9月下旬～10月中旬	・書面審査 ・面接審査 ・指定管理候補者の選定
令和7年12月中	・市議会での指定管理者の議決
令和8年1月上旬～3月中旬	・管理者と協定内容の協議開始 ・業務の引継ぎ ・協定書の締結
令和8年4月1日（水曜日）	・指定管理者による管理運営の実施

(別紙1)

審査基準及び配点表

施設名 宇佐市安心院老人憩の家

審査の視点	審 査 項 目	配点	
第 1. 施設の設置目的に沿った管理方針で市民の平等な利用が確保されること	1 施設の運営方針	1 0 点	2 3 点
	2 平等な利用の確保（利用許可・制限）	5 点	
	3 地元雇用の考え方	4 点	
	4 市、関係機関、地域との連携	4 点	
第 2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること	1 サービスの向上、利用促進への取り組み（広報計画など具体的方策）	1 0 点	3 0 点
	2 施設の管理運営計画及び収支計画内容、その的確性と実現可能性	1 5 点	
	3 施設利用者の安全性確保（災害発生時の対応、事故防止の取り組み等）	5 点	
第 3. 管理の経費の縮減が図られるものであること	1 収支計画に基づく指定管理料の提案額 ※	2 0 点	2 0 点
第 4. 管理を安定して行う能力を有しているものであること	1 申請者の財務能力の有無	5 点	2 3 点
	2 職員体制の確保（職員配置計画及び研修計画）	5 点	
	3 申請者の安定性、信頼性（申請者団体の経営状況等）	5 点	
	4 申請者の事業実績等	5 点	
	5 情報管理（個人情報、情報公開）の考え方	3 点	
第 5. その他	1 利用者等の意見、要望の反映	2 点	4 点
	2 苦情等への対応	2 点	
合 計		1 0 0 点	

※ 提案額の得点＝（1－提案額／基準価格）×100 計算結果に端数が生じる場合は小数点以下第3位を四捨五入して求めるものとする。また、計算結果が20点以上の場合は、点数を20点とする

採点基準

	評価（仕様書において求められる基準と比較する）	採点
1	劣っている	0点
2	やや劣っている	配点の概ね4分の1
3	同程度	配点の概ね4分の2
4	優れている	配点の概ね4分の3
5	特に優れている	配点の概ね4分の4

【採点早見表】

評価 配点	1	2	3	4	5
	劣っている	やや劣っている	普通	優れている	特に優れている
2点	0点	0.5点	1点	1.5点	2点
3点	0点	0.75点	1.5点	2.25点	3点
4点	0点	1点	2点	3点	4点
5点	0点	1.25点	2.5点	3.75点	5点
10点	0点	2.5点	5点	7.5点	10点
15点	0点	3.75点	7.5点	11.25点	15点

(別紙2)

提 出 書 類 一 覧

	書 類 名	備 考
ア	指定管理者指定申請書	様式第1号 グループによる申請の場合は、別紙でグループの構成員の所在地、団体の名称、代表者氏名を記載すること
イ	宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する事業計画書	様式1
ウ	宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する収支計画書	様式1の2
エ	定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	法人以外の団体にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書に準ずる書類
オ	役員の名簿	提出日現在
カ	貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー	直近3カ年の実績を記した書類（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）
キ	事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類	昨年度の実績を記した書類。
ク	重大な事故又は不祥事に関する報告書	様式2
ケ	応募資格に係る誓約書	様式3
コ	税の滞納がないことを証明するもの	① 税務署長が発行する法人税・消費税に係る納税証明書（その3-3・未納額がないことの証明） ② 都道府県税事務所長が発行する都道府県税納税証明書（未納額がないことの証明） ③ 市町村が発行する市町村税完納証明書（未納額がないことの証明） ※上記証明書はいずれも提出日において発行の日から3ヶ月以内のものとする
サ	団体の概要を記載した書類	組織及び運営に関する次の事項を記載した書類（様式任意、A4版） 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、主たる事業の実績、過去3年間の財務状況（売上高及び損益等）
シ	提出書類のうち該当のないものについての申立書	様式4
ス	印鑑証明書	
セ	労働者災害補償保険に加入していることを証する書類	従業員を雇用していない団体は除く
ソ	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	様式8
タ	上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書	様式9

- 注) 1. 提出部数は、それぞれ正本1部、副本（写し）2部です。
2. グループによる申請の場合は、エ～タについては構成員ごとに提出してください。

指定管理者指定申請書

宇佐市長 後 藤 竜 也 様

令和 年 月 日

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

印

下記の施設について指定管理者の指定を受けたいので、宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

施設の名称 佐田老人憩の家（佐田温泉）
施設の所在地 宇佐市安心院町佐田949番地の1

施設の名称 津房老人憩の家（津房温泉）
施設の所在地 宇佐市安心院町五郎丸373番地の1

施設の名称 深見老人憩の家（深見温泉）
施設の所在地 宇佐市安心院町矢畑131番地の1

（添付書類）

- (1) 宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する事業計画書（様式1）
- (2) 宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する収支計画書（様式1の2）
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (4) 役員の名簿
- (5) 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (7) 重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式2）
- (8) 応募資格に係る誓約書（様式3）
- (9) 税の滞納がないことを証明するもの
- (10) 団体の概要を記載した書類
- (11) 提出書類のうち該当がないものについての申立書（様式4）
- (12) 印鑑証明書
- (13) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない団体は除く）
- (14) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式8）
- (15) 上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書（様式9）

様式 1

宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する事業計画書

※以下の事項について漏れのないよう記載してください

※「〇年以内に必ず実施する」、「目標として〇年以内に実施したい」等、実施年及び実現可能性がわかるよう記載してください。

第 1. 施設の設置目的に沿った管理方針で市民の平等な利用が確保されること
1. 施設の運営方針
(1) 宇佐市安心院老人憩の家の管理運営の基本的な考え方 ※例) 地域の活性化や地元雇用の創出について、施設の設置目的、施設の機能、仕様書に示した内容等を踏まえ、それらを実現する上での施設の管理運営の基本的な考え方を記載してください。
(2) 各施設の運営の基本的な考え方 ※浴室、脱衣室、ホール、集会室、休憩コーナー、トイレ、駐車場等、管理する施設ごとに運営方針を記入してください。
① 浴室、脱衣室等の運営方針 ※今後の運営方針や改善点を記載してください。
② ホール及び集会室、休憩コーナーの運営方針 ※今後の運営方針や改善点を記載してください。
③ 駐車場やその他施設の運営方針 ※駐車場や植栽及び花壇管理、敷地内清掃やトイレ清掃管理など、その他の施設の今後の運営方針や改善点を記載してください。
(3) 指定期間における具体的な達成目標 ※指定期間における利用件数、利用率等の具体的な達成目標を示してください。

(4) 利用時間、休館日等 ※利用時間及び休館日については、条例施行規則第2条及び第3条において定められていますが、指定管理者は、市長の承認を受ければ変更することができます。このことから、利用時間及び休館日の設定についての考え方や利用者サービスのために提案があれば記載してください。
(5) 利用料金 ※利用料金設定の考え方について記載してください。 ※収支計画書（様式1の2）と整合を図ってください。 ※規則第5条の第2項の規定に基づき、利用料金の減免制度を設ける場合は、その基準の考え方についても記載してください。
2. 平等な利用の確保（利用許可・制限）
(1) 利用者への利用許可の考え方 ※利用許可の判断基準を示してください。
(2) 施設の来訪者等への対応の考え方 ※来訪者への対応について具体的に記載してください。
(3) 催し等の開催のため施設の利用を希望する者への承認の考え方 ※催し等の開催の希望があった場合における承認基準及び承認の方法について具体的に記載してください。
3. 地元雇用の考え方 ※地元雇用についてどのように考えているかを具体的に記載してください。

4. 市、関係機関、地域との連携
(1) 市、県その他関係機関との連携についての考え方 ※施設の管理運営にあたって、市や県、その他関係機関、地域の各種団体、ボランティア等との協働について具体案を記載してください。
(2) 市施策との連携についての考え方 ※第二次宇佐市総合計画後期基本計画等を参考に高齢者福祉や観光・交流人口の拡大等市施策との連携についての考え方を記載してください。
(3) 地域の各種団体との連携についての考え方 ※地域の各種団体との連携を強化するための具体的な方策等を記載してください。
第2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
1. サービスの向上、利用促進への取り組み（広報計画など具体的方策）
(1) サービス向上のための取組 ※運営方法の工夫・改善など、利用者、来訪者等へのサービスの向上につながる取組について具体的に記載してください。
(2) 施設利用促進のための取組 ※広報・PR、イベント開催等、施設の利用者、来訪者等を増加するための取組について具体的に記載してください。
2. 施設の管理運営計画及び収支計画内容、その的確性と実現可能性
(1) 施設及び設備の維持管理の考え方 ※施設及び設備の機能を良好に保つための維持管理方法また、施設の損傷・毀損に関する考え方について具体的に記載してください。

(2) 管理運営組織
別紙 職員体制の確保の(ア)に記載してください。
(3) 職員の職種等
別紙 職員体制の確保の(イ及びウ)に記載してください。
(4) 外部委託について
※外部委託をする場合には、その範囲や責任分担等のあり方を記載してください。
(5) 収入増加のための取組
※広報・PR、イベント開催、販売方法の改善等、売上げの向上のための取組について具体的に記載してください。
(6) コスト縮減のための取組
※管理運営をするにあたり、コスト縮減をするための取組について具体的に記載してください。
(7) 自主事業の実施
※サービス向上、収支改善等につながる自主事業の実施の具体案について記載してください。
3. 施設利用者の安全性確保（災害発生時の対応、事故防止の取り組み等）
(1) 災害・事故発生時の緊急対応体制
※緊急時の対応体制について具体的に記載してください。

(2) 災害・事故防止対策 ※利用者の安全確保の取組、災害や事故防止の取り組みについて記載してください。										
第3. 管理の経費の縮減が図られるものであること										
1. 収支計画に基づく指定管理料の提案額 ※指定管理料の提案額を記載してください。 <table border="1"> <tr> <td>令和 8 年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>令和 9 年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>令和 10 年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3 カ年合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3 カ年平均</td> <td>円</td> </tr> </table>	令和 8 年度	円	令和 9 年度	円	令和 10 年度	円	3 カ年合計	円	3 カ年平均	円
令和 8 年度	円									
令和 9 年度	円									
令和 10 年度	円									
3 カ年合計	円									
3 カ年平均	円									
第4. 管理を安定して行う能力を有しているものであること										
1. 申請者の財務能力の有無										
(1) 団体の財務状況 ※団体の財務状況等について、貸借対照表等に基づき、簡潔に記載してください。										
(2) 金融機関や出資者等の支援体制 ※金融機関や出資者等の支援体制について具体的に記載してください。										
(3) 利益処分の考え方 ※利益が発生した場合における対応について詳細に記載してください。										

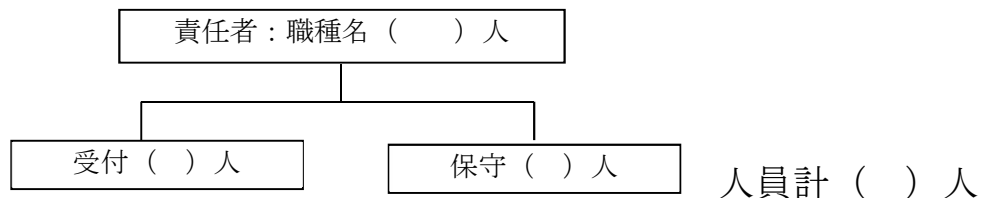
2. 職員体制の確保（職員配置計画及び研修計画）
（１） 人員確保の方法 ※職員等の雇用確保や職員配置計画について、どのように考えているかを具体的に記載してください。
（２） 人材育成の考え方 ※職員研修のあり方や人材育成についてどのように考えているかを具体的に記載してください。
（３） 重大な事故又は不祥事 ※様式２ 重大な事故又は不祥事に関する報告書に記載してください
3. 申請者の安定性、信頼性（申請者団体の経営状況等）
（１） 団体の経営方針 ※団体の経営方針について、損益計算書等に基づき、簡潔に記載してください。
4. 申請者の事業実績等
（１） 類似施設の運営実績 ※類似施設の運営実績があれば、その施設の概要及び実績（利用者数、収支決算等及びその自己評価）を簡潔に記載してください。

(2) 業務引継ぎ・移行計画 ※令和5年4月1日から業務を遂行するにあたっての移行計画（組織体制の確保、職員研修計画、現管理者からの業務引き継ぎ、円滑な管理をしていくうえでの団体の課題と対応策等）について具体的に記載してください。
5. 情報管理（個人情報、情報公開）の考え方
(1) 個人情報保護等の情報管理の取組 ※指定管理者は、宇佐市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられる。個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のための措置について具体的に記載してください。
(2) 情報公開の取組 ※指定管理者は、宇佐市情報公開条例第3条の3の規定に基づき、保有する情報であって自己が管理を行う公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。情報公開の基準等の措置について具体的に記載してください。
第5. その他
1. 利用者等の意見、要望の反映 ※利用者等の意見収集方法、反映方法の具体案について記載してください。
2. 苦情等への対応方法 ※苦情等への対応方法についての具体案について記載してください。

別紙 職員体制の確保

(ア) 宇佐市安心院老人憩の家管理運営組織図

※以下の組織図は例示ですので、適宜、訂正の上、記載してください。



(イ) 職員の職種等

注 1) 組織図に記載された職員全てについて、雇用関係の欄には、「常勤」または「非常勤」、「臨時職員」、「パート職員」、「委託職員等」の分類を記載の上、月勤務日数、担当する業務内容、類似業務の経験年数、年間の人件費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載してください。

注 2) 人件費の合計額（A）は収支計算書（様式 1 の 2）の令和 8 年度人件費の額と一致させてください。

職種（職名）	雇用関係	月勤務 日 数	担当する 業務内容	類似業務の経 験年数（年）	人件費 （千円）
合計					(A)

(ウ) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	常勤職員 （人）	非常勤 （人）	〇〇〇〇 （人）	〇〇〇〇 （人）
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
その他	～				
	～				
	～				
	～				

注 1) 1 日の標準的な職員配置を勤務時間帯と職種別に記載してください。

注 2) 上記（イ）職員の職種等の表と合致するように記載してください。

宇佐市安心院老人憩の家の管理に関する収支計画書

(金額単位：千円)

		R8 年度	R9 年度	R10 年度	備 考
収入項目	宇佐市からの指定管理料 (提案価格)				※基準価格以内で設定すること。
	施設利用料金				※収入見込み額を記載すること。
	事業収入				
	その他収入				
収入合計 (A)					
支出項目	人件費				
	消耗品費				
	修繕費				
	印刷製本費				
	広報費				
	光熱水費 (電気、ガス、上下水道)				
	施設維持管理費 (保守管理費)				
	燃料費				
	委託費				保安警備業務
					一般廃棄物処理
					電気保安点検
					消防設備保守点検
	保険料				
	教育費				
	賃借料				
	事務管理費				
	通信運搬費				
租税公課費					
事業費					
その他支出					
支出合計 (B)					
(A) - (B)					

- 注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。
消費税及び地方消費税は 10% で積算してください。
2. 積算根拠等を備考欄に記載してください。(別紙として作成してもかまいません。)
3. 施設等維持管理費については、内訳を別紙に示してください。(A 4 版、様式任意)
4. その他の欄に金額を計上する場合は、備考欄に内容等を記載してください。

重大な事故又は不祥事に関する報告書

令和 年 月 日

宇佐市長 後 藤 竜 也 様

所在地

团 体 名

代表者氏名 印

宇佐市安心院老人憩の家の指定管理者の指定を申請するにあたり、令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に生じた重大な事故又は不祥事について、次のとおり報告します。

- 1 重大な事故又は不祥事の有無
- 2 発生年月日、発生場所、事件又は不祥事の別及びその概要
- 3 発生時の対応及び帰責事由の有無
- 4 発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況
- 5 現在の状況（紛争継続の有無等）

※「重大な事故又は不祥事」とは申請する団体の役員又は職員が行った別記に掲げる行為を指します。

別記

1 一般服務関係

(1) 欠勤

正当な理由なく 11 日以上の間勤務を欠くこと。

(2) 職場内秩序を乱す行為

他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱すこと。

(3) 虚偽公文書の作成

不正に虚偽の公文書を作成し、又は変造すること。

(4) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、職務の運営に重大な支障を生じさせること。

(5) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為を行うこと。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返すこと。

2 法人の所有する金品等の取扱い関係

(1) 横領

(2) 窃取

(3) 詐取

(4) コンピューターやネットワークの不正使用

ア 他人のユーザー I D やパスワードを使用し、又はコンピューターシステムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊若しくは改ざんを行い又は情報を漏えいさせること。

イ 他人のユーザー I D やパスワードを使用し、又はコンピューターシステムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスすること。

3 勤務外非行関係

(1) 放火

(2) 殺人

(3) 傷害

(4) 横領

自己の占有する他人の物（法人の所有する金品等を除く。）を横領すること。

(5) 窃盗・強盗

(6) 詐欺・恐喝

(7) 常習^{とばく}賭博

(8) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

(9) 淫行^{いんこう}

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行^{いんこう}を行うこと。

(10) 痴漢行為

(11) わいせつ行為

刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 174 条（公然わいせつ）、第 175 条（わいせつ物頒布等）、第 176 条（強制わいせつ）、第 177 条（強制性交等）、第 178 条（準強制わいせつ及び準強制性交等）、第 179 条（監護者わいせつ及び監護者性交等）、第 180 条（未遂罪）及び第 181 条（強制わいせつ等致死傷）を言う。

(12) ストーカー行為

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条（定義）に規定するつきまとい等の行為に対し、同法第 4 条に規定する警告及び同法 5 条に規定する禁止命令等を受けたものを言う。

4 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転での交通事故（人身事故を伴うもの）

酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせること。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

(3) その他の交通法規違反

ア 酒酔い運転

イ 酒気帯び運転

ウ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反

(4) 飲酒運転の教唆・ほう助

5 監督責任関係

(1) 非違行為の隠ぺい、黙認

部下職員の上記 1 から 4 にあげる行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認したこと

誓 約 書

令和 年 月 日

宇佐市長 後 藤 竜 也 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

当団体は、宇佐市安心院老人憩の家指定管理者募集要項に定める応募資格中の下記事項について、すべて該当する者であることを誓約いたします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体であること。
- ② 本市から指名停止措置を受けていない団体であること。
- ③ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市から指定を取り消されたことがある場合、その取消しの日から 2 年を経過している団体であること。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない団体であること。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う団体でないこと。
- ⑥ 国税、都道府県税、市町村税及び市の使用料を滞納していない団体であること。

様式 4

申 立 書

令和 年 月 日

宇佐市長 後 藤 竜 也 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

宇佐市安心院老人憩の家指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の書類提出については該当ありません。

(該当ない提出書類の名称)

(該当のない理由)

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

宇佐市長 後 藤 竜 也 様

所在地

国体名

代表者氏名

印

1 施設名

施設名	
施設の名称	

2 参加希望者

役 職 名	氏 名

連絡先

団体名 _____ :

担当者

職・氏名 _____ :

電話番号 :

FAX番号 :

E - m a i l : _____

様式 6

質 問 票

団体名 _____ :
 担当者 _____
 職・氏名 _____ :
 電話番号 _____ :
 F A X 番号 _____ :
 E - m a i l _____ :

No	日付	資料名	頁	項目 番号	質問項目	質問の内容	※回答
1							
2							

注) 欄が不足する場合等、適宜行を追加してください。
 回答欄は記入しないでください。

様式 7

辞 退 届

令和 年 月 日

宇佐市長 後 藤 竜 也 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで申請した宇佐市安心院老人憩の家の指定管理者指定申請については、都合により辞退します。

※ 申請者欄は、グループの場合は代表となる団体を先頭とし、すべての申請者を順に記載してください。

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

令和 年 月 日

宇佐市長 後 藤 竜 也 様

所 在 地

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

代 表 者

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、宇佐市が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が宇佐市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者

2 1 の (1) から (7) までの掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 宇佐市では、宇佐市暴力団排除条例及び宇佐市入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約を求めています。

様式9

上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書

令和 年 月 日

宇佐市長 後 藤 竜 也 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

指定管理者指定申請の応募資格審査のため、下記の納付状況について、宇佐市の関係各課への調査依頼をすることに同意します。

調査の結果、滞納がある場合には、申請を承認しないこと及び指定の取り消しとなることについて異議ありません。

1. 調査に同意する使用料等

- ① 上水道料金
- ② 簡易水道料金
- ③ 下水道使用料
- ④ 農業集落排水使用料
- ⑤ 特定環境保全公共下水道使用料

2. 使用目的 指定管理者指定申請の応募資格審査のため